

# 平成28年(ワ)第35763号 特許権侵害差止請求事件

フリー株式会社 vs 株式会社マネーフォワード

2017年09月23日(土) 13時30分～16時30分

千代田区神田公園区民館5F洋室B

松宮ゼミ淡路町知財研究会

本谷 孝夫

## 事件の概要

- 先発会計ソフトメーカーであるフリー(株)が後発会計ソフトメーカーである(株)マネーフォワードが**2016年8月**から搭載を始めた自動仕訳機能の特許権侵害として差し止めを求めた事件
- 特許番号 第5503795号
- 発明の名称 会計処理装置, 会計処理方法及び会計処理プログラム
- 出願日 平成25年10月17日(特願2013-55252の分割, 原出願日平成25年3月18日)
- 登録日 平成26年3月20日

# フリー（株）と（株）マネーフォワードの概要

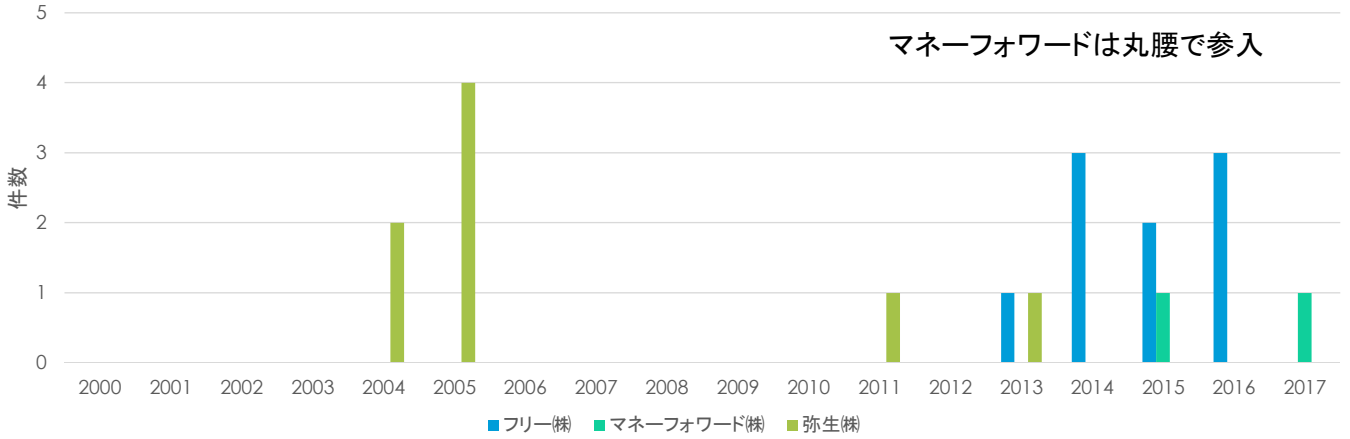
- フリー株式会社
  - 元グーグル社員の佐々木大輔氏によって設立された(株)freeeによって開発された全自動のクラウド型会計ソフト
  - 資本金62億5619万円(資本準備金等含む)
  - 住所 東京都品川区西五反田2-8-1 五反田ファーストビル 9F
  - 設立 2012年7月
  - 従業員数 250名
  - 中小企業及び個人事業主向けに経理の自動化を可能とするソフトウェアの開発, 提供等を業とする
  - サービス開始 2013年3月
- 株式会社マネーフォワード
  - 元ソニー社員の辻庸介氏によって設立された(株)マネーフォワードによって開発されたクラウド型会計ソフト
  - 18.6億円
  - 東京都港区芝5-33-1 森永プラザビル本館17F
  - 2012年5月
  - 37名(連結・正社員のみ)
  - 家計簿アプリのソフトウェア開発, 提供等を行うとともに, 他サービスとして会計ソフト等の開発, 提供等を業とする
  - 2014年1月末

## システムの比較

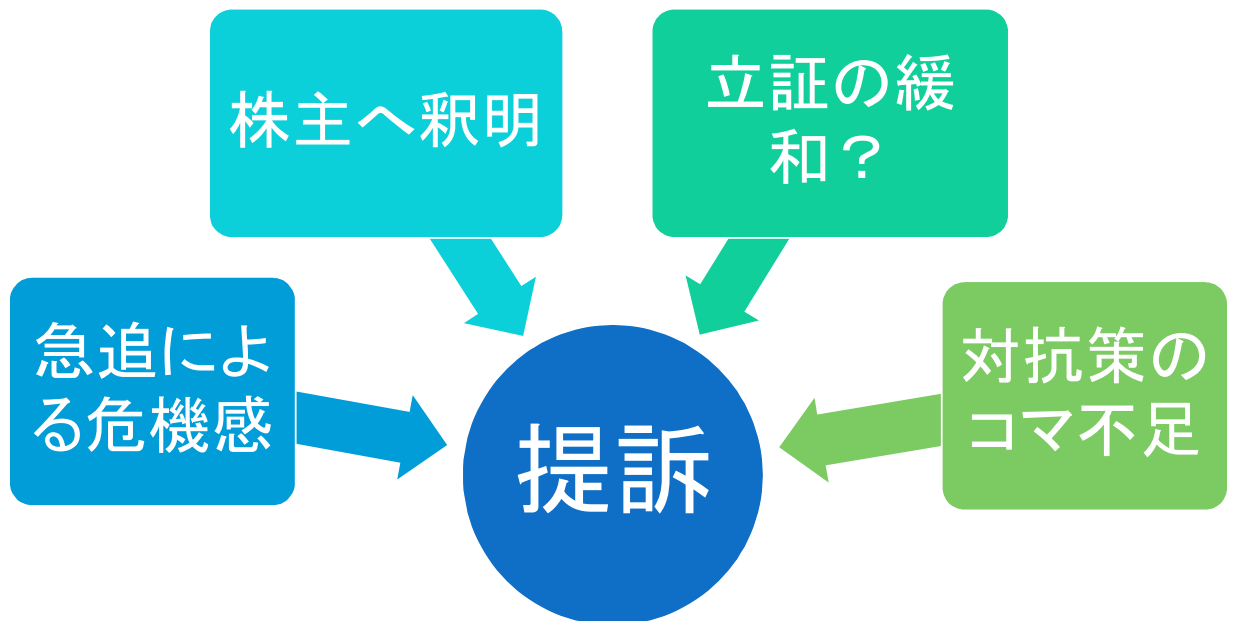
項目	フリー	マネーフォワード(MF)
シェア	37.5%	7.3%
ユーザー数	60万人以上(2016年2月時点) 導入会計事務所2200超	40万人以上(2015年8月) 導入会計事務所数1200以上
料金	個人事業主 スターター 月980円 年9800円(税別):確定申告のみ スタンダード 月1,980円 年19,800円(税別):日々の経理業務まで対応 プレミアム 月3,980円 年39,800円(税別):複数店舗の経理業務対応 法人 ライト 月1,980円(税別):小規模な会社向け ビジネス 月3,980円(税別):取引先や部門まで管理	個人事業主(MFクラウド確定申告) ベーシック 月800円 年8,800円(税別) あんしん電話サポート付きベーシック 年17,200円 法人 ライトプラン 月1,980円 年21,780円(税別) スタンダードプラン 月2,980円 年32,780円(税別)
操作面・インターフェイス	「簿記の知識がなくても使える会計ソフト」感覚的に使える	会計ソフトを使ったことがある方や、簿記の知識が多少ある方向け
仕訳作業	毎回同じ取引内容の項目ならば「自動化」をチェックするだけで、次回から自動で仕訳登録	自動で仕訳された項目が間違っていないか確認したら、すぐに一括登録
サポート	メールサポート、チャットサポート、FAQ & 電話サポート (ビジネス・プレミアムプラン)	メールサポート、チャットサポート、電話サポート(全ユーザー使用可)
他ソフトとの連携	給与計算ソフト	バックオフィス業務に関わる全ツール
自動仕訳	キーワードと勘定科目をひも付ける対応テーブルと、キーワードを参照する順番を定めた優先ルールの2段構えで最適な勘定科目を決定	2000万件以上の取引データと仕訳データの組み合わせを、機械学習させることで生成したアルゴリズムで勘定科目を決定

# 両者の特許出願状況

特許出願件数比較グラフ



# フリーがMFを提訴した理由は？



## 「知的財産推進計画2016」に、知財訴訟の運用ルールを緩和する方向性

52ページ

特許権侵害の証拠は被疑侵害者側に偏在しているという特殊性があり、特に、侵害行為が侵害者側で行われる製造方法特許(所謂ソフトウェア特許)等については立証が困難である。特許法には書類提出命令などの民事訴訟法の特則が導入されているが、依然として不十分であるとの指摘がある。

訴え提起後の手続に関しては、①争点整理段階においては、被疑侵害者が侵害行為を否認するときは自己の具体的態様を明示しなければならないという義務(以下「**具体的態様の明示義務**」という。)の履行に消極的であり、被疑侵害者を争点整理段階に積極的に参加させるという趣旨が必ずしも十分に実現されていない場合があること、

②証拠調べ段階においては、当事者の申立てにより相手方に対して発令される**書類提出命令**の発出例が少なくその活用が必ずしも十分に図られていない場合があること、

③裁判所において**証拠の必要性と被疑侵害者の営業秘密の保護の必要性のバランス**を図って対応することが難しい場合があること等の課題がある。

営業秘密の保護や濫用防止を考慮した適切かつ公平な証拠収集手続が実現されるよう、**書類提出命令を容易に発令できるようにするための仕組み**や**証拠調べにおける査察制度**(裁判所が選任した中立的な第三者の専門家が被疑侵害者に対して査察(工場等への立ち入り調査等)を行う制度)の**導入等**について、検討する必要がある。

## 立証の緩和とは

(書類の提出等)

第百五条 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、**当事者の申立て**により、当事者に対し、当該**侵害行為について立証**するため、又は当該侵害の行為による**損害の計算**をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて**正当な理由**があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、**当事者等**(当事者(法人である場合にあつては、その代表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及び補佐人を除く。)、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該**書類を開示**することができる。

4 前三項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

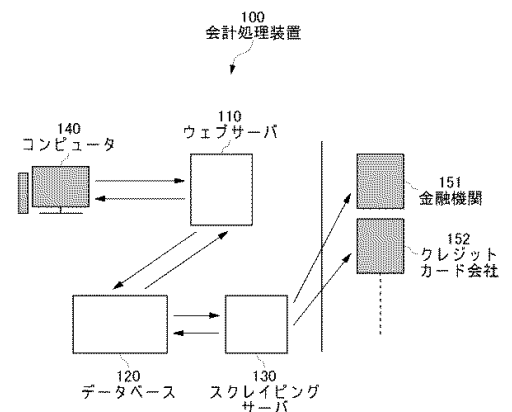
## 裁判経過等

- 2014年03月20日 特許登録  
 2016年08月31日 MF社自動仕訳機能追加  
 2016年10月21日 東京地裁提訴 差止 & 廃棄  
 文言侵害(+均等侵害)  
 請求項1、10、13、14  
 2016年12月08日 フリー(株)プレスリリース  
 2017年02月15日 MF社特許出願(特許第6166505: インセンティブ付与)  
 2017年04月14日 文書提出命令の申立て(「被告が本件機能につき行った特許出願にかかる提出書類一式」を対象文書とする)⇒2月15日出願に対して行った  
 インカメラ手続、被告製品及び被告方法が構成要件1C, 1E, 13C, 13E,  
 14C又は14Eに相当又は関連する構成を備えていることを窺わせる記載は  
 なかったため、却下  
 2017年05月12日 口頭弁論終結  
 2017年07月27日 判決

## 第5503795号会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラムの概要

- 1A クラウドコンピューティングによる会計処理を行うための会計処理装置であって、ユーザーにクラウドコンピューティングを提供するウェブサーバを備え、  
 1B 前記ウェブサーバは、ウェブ明細データを取引ごとに識別し、  
**1C 各取引を、前記各取引の取引内容の記載に基づいて、前記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳し、**  
 1D 日付、取引内容、金額及び勘定科目を少なくとも含む仕訳データを作成し、  
 作成された前記仕訳データは、ユーザーが前記ウェブサーバにアクセスするコンピュータに送信され、前記コンピュータのウェブブラウザに、仕訳処理画面として表示され、前記仕訳処理画面は、勘定科目を変更するためのメニューを有し、  
**1E 前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容の記載に対して、複数のキーワードが含まれる場合にキーワードの優先ルールを適用し、優先順位の最も高いキーワードにより、前記対応テーブルの参照を行う**  
 1F ことを特徴とする**会計処理装置**。

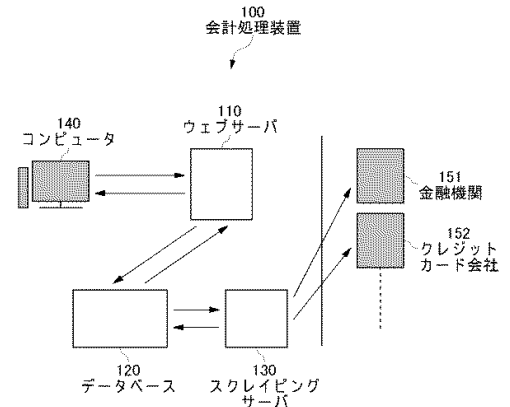
### 被告製品1侵害？



## 請求項10(本件発明10)

- 10A 前記ウェブ明細データをインターネット上から自動的に取得するウェブ明細データ取得部をさらに備える
- 10B ことを特徴とする請求項1に記載の**会計処理装置**。

### 被告製品1侵害？

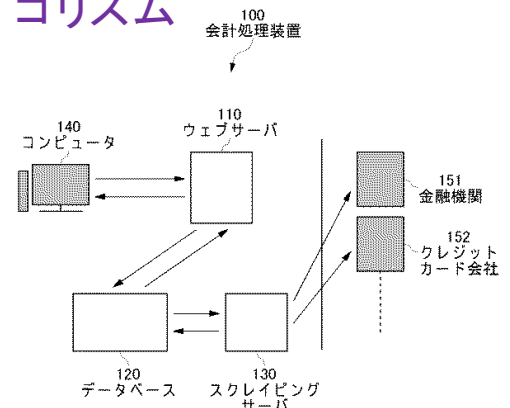


## 請求項13(本件発明13)

- 13A ウェブサーバが提供するクラウドコンピューティングによる会計処理を行うための会計処理方法であって、
- 13B 前記ウェブサーバが、ウェブ明細データを取引ごとに識別するステップと、
- 13C 前記ウェブサーバが、各取引を、前記各取引の取引内容の記載に基づいて、前記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する**対応テーブル**を参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳するステップと、**
- 13D 前記ウェブサーバが、日付、取引内容、金額及び勘定科目を少なくとも含む仕訳データを作成するステップとを含み、作成された前記仕訳データは、ユーザーが前記ウェブサーバにアクセスするコンピュータに送信され、前記コンピュータのウェブブラウザに、仕訳処理画面として表示され、前記仕訳処理画面は、勘定科目を変更するためのメニューを有し、
- 13E 前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容の記載に対して、複数のキーワードが含まれる場合にキーワードの**優先ルール**を適用し、優先順位の最も高いキーワードにより、前記対応テーブルの参照を行う**
- 13F ことを特徴とする**会計処理方法**。

### 被告方法侵害？

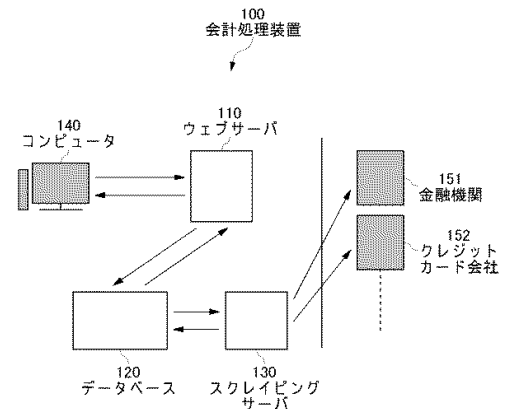
### 機械学習により推測アルゴリズム



## 請求項14(本件発明14)

- 14A ウェブサーバが提供するクラウドコンピューティングによる会計処理を行うための会計処理プログラムであって、
- 14B 前記ウェブサーバに、ウェブ明細データを取引ごとに識別するステップと、
- 14C 各取引を、前記各取引の取引内容の記載に基づいて、前記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳するステップと、**
- 14D 日付、取引内容、金額及び勘定科目を少なくとも含む仕訳データを作成するステップとを含み、作成された前記仕訳データは、ユーザーが前記ウェブサーバにアクセスするコンピュータに送信され、前記コンピュータのウェブブラウザに、仕訳処理画面として表示され、前記仕訳処理画面は、勘定科目を変更するためのメニューを有し、
- 14E 前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容の記載に対して、複数のキーワードが含まれる場合にキーワードの優先ルールを適用し、優先順位の最も高いキーワードにより、前記対応テーブルの参照を行う**
- 14F ことを特徴とする方法を実行させるための**会計処理プログラム**。

### 被告製品2侵害？



## 原告と被告の主張

原告	被告
文言侵害	1E、13E、14Eが異なる
均等侵害	本質的部分 特段の事情

### 出願経過

平成25年03月18日 原出願2013-055252(公開なし)  
 平成25年10月17日 分割特許出願 2013-216457  
 平成25年11月01日 拒絶理由通知 特開2011-170490 特開2004-326300  
 平成25年12月13日 面接  
 平成25年12月17日 手続補正書 1E、13E、14E追加・意見書  
 平成27年01月07日 特許査定

考えてみよう  
文言侵害？均等侵害 被告の反論

○ 文言侵害？

被告の反論 均等の5要件のおさらい



## 被告の反論 均等侵害

構成要件1E, 13E及び14Eの構成は、  
いずれも本件発明の進歩性を基礎づける本質的部分であるというべきである。  
審査経過から第1要件を欠く  
審査経過から第5要件を欠く

## 裁判所の判断

本件発明13の構成要件13C

「前記ウェブサーバが、各取引を、前記各取引の取引内容の記載に基づいて、前記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する**対応テーブル**を参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳するステップと、

対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容の記載に対して、複数のキーワードが含まれる場合にキーワードの優先ルールを適用し、**優先順位の最も高いキーワードにより、前記対応テーブルの参照を行う**

①テーブルとは、「表。一覧表。」(広辞苑第6版)の意味

本件発明13における「対応テーブル」とは、「**取引内容の記載に含まれるキーワードについて対応する勘定科目を対応づけた対応表のデータ**」を意味すると解される

②仮に取引内容に含まれた1つのキーワード以外のキーワードも仕訳に使用するのであれば、「優先順位の最も高いキーワードを選択し、それにより対応テーブルを参照する」ことをあえて規定する意味がなくなる、「対応テーブル」(取引内容の記載に含まれるキーワードについて対応する勘定科目を対応づけた対応表のデータ)をどのように参照するかも不明になる

③本件明細書においても、取引内容に含まれた1つのキーワードのみを仕訳に使用する構成以外の構成は一切開示されていない

## 裁判所の判断 テーブルの意味

本件発明13は、

「取引内容の記載に複数のキーワードが含まれる場合には、キーワードの優先ルールを適用して、優先順位の最も高いキーワード1つを選び出し、それにより取引内容の記載に含まれるキーワードについて対応する勘定科目を対応づけた対応テーブル(対応表のデータ)を参照することにより、特定の勘定科目を選択する」という構成

原告の主張

構成要件13Eには、優先順位の最も高いキーワードにより対応テーブルを参照して自動仕訳を行うことが規定されているのであって、当該キーワード以外のキーワードの取り扱いについて限定的な記載はなく、いずれか1つのキーワード以外を一切仕訳において用いないものであると限定解釈することはできない。段落0059に開示。「取引内容の記載『のみ』に基づくと規定されていない

取引内容に含まれた1つのキーワード以外のキーワードも仕訳に使用するのであれば、「優先順位の最も高いキーワードを選択し、それにより対応テーブルを参照する」ことをあえて規定する意味がなくなる

「対応テーブル」(取引内容の記載に含まれるキーワードについて対応する勘定科目を対応づけた対応表のデータ)をどのように参照するかも不明になるので原告の主張は不合理

## 裁判所の判断 被告方法1

原告による被告方法の実施結果  
被告による被告方法の実施結果

裁判所は両方肯定

被告による被告方法

入力例①及び②によれば、摘要に含まれる複数の語をそれぞれ入力して出力される勘定科目の各推定結果と、これらの**複数の語を適宜組み合わせた複合語を入力した場合に出力される勘定科目の推定結果をそれぞれ得たところ、複合語を入力した場合に出力される勘定科目の推定結果が、上記組み合わせ前の語を入力した場合に出力される勘定科目の各推定結果のいずれとも合致しない例**(本取引⑥⑦⑭)が存在する

入力例①に対する勘定科目の推定結果(乙1の第3, 3(1))

	摘要(入力)	勘定科目の推定結果(出力)
本取引①	商品	備品・消耗品費
本取引②	店舗	福利厚生費
本取引③	チケット	短期借入金
本取引④	商品店舗	備品・消耗品費
本取引⑤	商品チケット	備品・消耗品費
本取引⑥	店舗チケット	旅費交通費
本取引⑦	商品店舗チケット	仕入高

入力例②に対する勘定科目の推定結果(乙1の第3, 3(2))

	摘要(入力)	勘定科目の推定結果(出力)
本取引⑧	東京	旅費交通費
本取引⑨	還付	福利厚生費
本取引⑩	電気	福利厚生費
本取引⑪	東京還付	旅費交通費
本取引⑫	東京電気	旅費交通費
本取引⑬	還付電気	福利厚生費
本取引⑭	東京還付電気	接待交際費

## 裁判所の判断 被告方法2

### 被告による被告方法

入力例③及び④によれば、摘要の入力が同一であっても、出金額やサービスカテゴリを変更すると、異なる勘定科目の推定結果が出力される例(本取引⑮ないし⑰)

入力例⑤及び⑥によれば、「鴻働葡賃」というような通常の日本語には存在しない語を入力した場合であっても、何らかの勘定科目の推定結果が出力されていること(本取引⑱ないし㉒)

入力例③及び④に対する勘定科目の推定結果(乙1の第3, 3(3))

	摘要(入力)	出金額	サービス カテゴリ	勘定科目の推定 結果(出力)
本取引⑮ (本取引⑯ ⑰と同じ)	東京	5040円	カード	旅費交通費
本取引⑰	東京	500万円	カード	福利厚生費
本取引⑱	東京	5040円	銀行	預り金
本取引㉒	東京	500万円	銀行	現金

入力例⑤及び⑥に対する勘定科目の推定結果(乙1の第3, 3(4))

	摘要(入力)	出金額	サービス カテゴリ	勘定科目の推定 結果(出力)
本取引⑲	鴻働葡賃	5000円	カード	仕入高
本取引㉑	鴻働葡賃	500万円	カード	備品・消耗品費
本取引㉒	鴻働葡賃	5000円	銀行	支払手数料
本取引㉓	鴻働葡賃	500万円	銀行	現金

## 裁判所の判断 被告方法3

「取引内容の記載に複数のキーワードが含まれる場合には、キーワードの優先ルールを適用して、優先順位の最も高いキーワード1つを選び出し、それにより取引内容の記載に含まれるキーワードについて対応する勘定科目を対応づけた対応テーブル(対応表のデータ)を参照することにより、特定の勘定科目を選択する」という構成を採用しているとは認めらるに足りず、かえって、被告が主張するように、いわゆる機械学習を利用して生成されたアルゴリズムを適用して、入力された取引内容に対応する勘定科目を推測していることが窺われる。

# いきなりステーキは特許だった

何が特許？



神保町店  
筆者撮影



## は特許だった！！ 25

(11)【特許番号】特許第5946491号(P5946491)

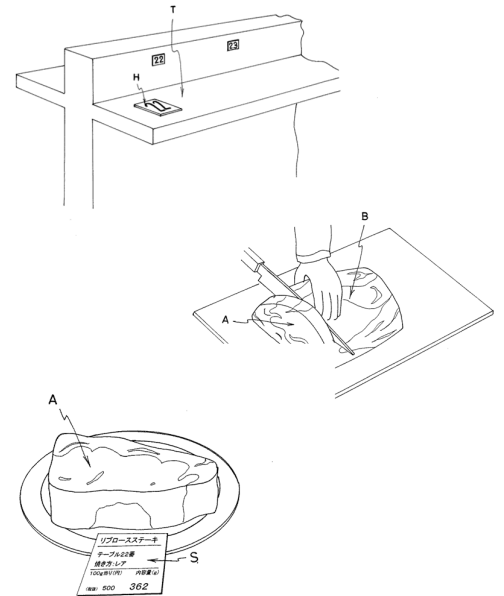
お客様を立食形式のテーブルに案内するステップと、お客様からステーキの量を伺うステップと、伺ったステーキの量を肉のブロックからカットするステップと、カットした肉を焼くステップと、焼いた肉をお客様のテーブルまで運ぶステップとを含むステーキの提供方法を実施するステーキの提供システムであって、

上記お客様を案内したテーブル番号が記載された札と、

上記お客様の要望に応じてカットした肉を計量する計量機と、

上記お客様の要望に応じてカットした肉を他のお客様のものと区別する印しとを備える

ことを特徴とする、ステーキの提供システム。



26

## 当初のクレーム

- 【請求項1】 お客様を立食形式のテーブルに案内するステップと、お客様からステーキの量を伺うステップと、伺ったステーキの量を肉のブロックからカットするステップと、カットした肉を焼くステップと、焼いた肉をお客様のテーブルまで運ぶステップとを含むことを特徴とする、ステーキの提供方法。
- 【請求項2】 上記お客様を案内したテーブルには、テーブル番号を記載した札があり、該札を持ってカットステージまでお客様に移動して頂き、該カットステージにおいて上記ステーキの量を伺うことを特徴とする、請求項1に記載のステーキの提供方法。
- 【請求項3】 上記肉を焼くステップが、ガス又は電気で熱した溶岩及び／又は炭火焼きであり、該ガス又は電気で熱した溶岩及び／又は炭火で焼いた肉を電磁誘導加熱により所定温度に加熱した鉄皿に乗せ、上記お客様のテーブルまで運ぶことを特徴とする、請求項1又は2に記載のステーキの提供方法。
- 【請求項4】 上記お客様の好みの量にカットした肉に、他のお客様のものと混合が生じないように印しを付し、上記肉を焼くステップに移すことを特徴とする、請求項1～3のいずれかに記載のステーキの提供方法。
- 【請求項5】 上記お客様を案内するテーブルには、フォークとナイフが用意されていることを特徴とする、請求項1～4のいずれかに記載のステーキの提供方法。
- 【請求項6】 上記お客様を案内するテーブルには、温かいステーキソースが入られたポットが用意されていることを特徴とする、請求項1～5のいずれかに記載のステーキの提供方法。
- 【請求項7】 上記お客様を案内する立食形式のテーブルが、複数人用であり、案内したお客様の人数がそのテーブルの許容人数より少ない場合は、可動式パーティションを置いて該テーブルを仕切ることを特徴とする、請求項1～6のいずれかに記載のステーキの提供方法。
- 【請求項8】 請求項7のステーキの提供方法に使用される可動式パーティションが、高さが250mm以下の低い障壁と、該障壁を自立させる脚とから構成されていることを特徴とする、可動式パーティション。

## 拒絶理由通知

(発明該当性)この出願の下記の請求項に記載されたものは、下記の点で特許法第29条第1項柱書に規定する要件を満たしていないから、特許を受けることができない。

### 記

#### ・請求項 1-8

請求項1ないし8における各ステップにより規定される「ステーキの提供方法」は、「ガス又は電気で熱した溶岩及び／又は炭火焼き」(請求項3)、「該ガス又は電気で熱した溶岩及び／又は炭火で焼いた肉を電磁誘導加熱により所定温度に加熱した鉄皿」(請求項3)、「可動式パーティション」(請求項7)、「可動式パーティションが、高さが250mm以下の低い障壁と、該障壁を自立させる脚とから構成されている」(請求項8)などのように自然法則を利用している部分はあるものの、結局のところ、全体としては請求項1にみられるような「お客様を立食形式のテーブルに案内するステップと、お客様からステーキの量を伺うステップと、伺ったステーキの量を肉のブロックからカットするステップと、カットした肉を焼くステップと、焼いた肉をお客様のテーブルまで運ぶステップ」というステーキを提供する手順という人為的取り決めを示すものであり、自然法則を利用しているものではない。

したがって、請求項1ないし8に記載された「ステーキの提供方法」は特許法第29条第1項柱書でいう発明に該当しない。

## 審査基準

### 特許法第29条第1項柱書

**産業上利用することができる発明**をした者はその発明について特許を受けることができる

#### 第2条第1項

自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの

- (i) 自然法則自体(2.1.1 参照)
  - (ii) 単なる発見であって創作でないもの(2.1.2 参照)
  - (iii) 自然法則に反するもの(2.1.3 参照)
  - (iv) **自然法則を利用していないもの(2.1.4 参照)**
  - (v) 技術的思想でないもの(2.1.5 参照)
  - (vi) 発明の課題を解決するための手段は示されているものの、その手段によっては、課題を解決することが明らかに不可能なもの(2.1.6 参照)
- (i) 自然法則以外の法則(例:経済法則)
  - (ii) **人為的な取決め**(例:ゲームのルールそれ自体)
  - (iii) 数学上の公式
  - (iv) 人間の精神活動
  - (v) 上記(i)から(iv)までのみを利用しているもの(例:ビジネスを行う方法それ自体)

## 審査基準

例 5: 遠隔地にいる対局者間で将棋を行う方法であって、自分の手番の際に自分の手をチャットシステムを用いて相手に伝達するステップと、対局者の手番の際に対局者の手をチャットシステムを用いて対局者から受け取るステップとを交互に繰り返すことを特徴とする方法

(説明) チャットシステムという技術的手段を利用した部分があるが、全体としては、遠隔地にいる対局者との間で交互に手番を繰り返して将棋を行うという人為的な取決めのみを利用した方法にすぎないため、「発明」に該当しない。

例 6: 遊戯者ごとに  $n \times n$  個 ( $n$  は 3 以上の奇数) の数字が書かれたカードを配付し、各遊戯者が自己のカードに、コンピュータによる抽選で選択された数字があればチェックを行い、縦、横、斜めのいずれか一列の数字について、いち早くチェックを行った遊戯者を勝者とする遊戯方法

(説明) コンピュータによる抽選という技術的手段を利用した部分があるが、全体としては、遊戯者が自己のカードに抽選で選択された数字があればチェックをして、いち早く一列の数字についてチェックを行った遊戯者を勝者とするというゲームのルールのみを利用した遊戯方法にすぎないため、「発明」に該当しない。

## 審査基準の例に当てはめ

例 6:  
遊戯者ごとに  $n \times n$  個 ( $n$  は 3 以上の奇数) の数字が書かれたカードを配付し、各遊戯者が自己のカードに、コンピュータによる抽選で選択された数字があればチェックを行い、縦、横、斜めのいずれか一列の数字について、いち早くチェックを行った遊戯者を勝者とする遊戯方法

本発明:

テーブル番号が記載された札、  
お客様の要望に応じてカットした肉を計量する計量機、  
お客様の要望に応じてカットした肉を他のお客様のものと区別する印し  
という技術的手段を利用した部分があるが、  
全体としては、お客様を立食形式のテーブルに案内するステップと、  
お客様からステーキの量を伺うステップと、  
伺ったステーキの量を肉のブロックからカットするステップと、  
カットした肉を焼くステップと、  
焼いた肉をお客様のテーブルまで運ぶステップと  
を含む人為的取決めのみを利用したステーキの提供方法にすぎないため、「発明」に該当しない。

## 現在の状況

### 審判記事

異議申立 2016-701090 (平28.11.24) 審判(判定含む)

被請求人 13- 東京都墨田区 株式会社ペッパーフードサービス

代理人 代理人(国内) 弁理士 (100094547) 岩根 正敏

申立人 14- 神奈川県横浜市 個人(自然人) 柿内 一浩

代理人 代理人(国内) 弁護士 仁平 信哉 弁護士 田野 賢太郎 弁護士 田中 佐知子

発明等の名称(漢字)記事 ステーキの提供システム

異議申立 :受付日(平28.11.25) 作成日(平28.12.26)

上申書 :受付日(平28.12.20) 作成日(平28.12.26)

異議副本: 起案日(平28.12.16) 発送日(平29.1.6) 条文コード(00 その他の条文) 被請求人00 作成日(平29.1.4)

上申副本: 起案日(平28.12.26) 発送日(平29.1.6) 条文コード(00 その他の条文) 被請求人00 作成日(平29.1.4)

取消理由:起案日(平29.3.10) 発送日(平29.3.15) 条文コード(01 29条の柱書) 被請求人00 作成日(平29.5.16)

意見書:対応発送番号(07117020847) 受付日(平29.5.10) 作成日(平29.5.16)

訂正書:対応発送番号(07117020847) 受付日(平29.5.10) 作成日(平29.5.16)

通知書:起案日(平29.5.18) 発送日(平29.5.22) 条文コード(00 その他の条文) 異議申立人01 作成日(平29.6.20)

意見書:対応発送番号(07117044737) 受付日(平29.6.19) 作成日(平29.6.20)

取消理由:起案日(平29.7.31) 発送日(平29.8.3) 条文コード(01 29条の柱書) 被請求人00 作成日(平29.8.1)

意見副本:起案日(平29.7.31) 発送日(平29.8.3) 条文コード(00 その他の条文) 被請求人00 作成日(平29.8.1)

閲覧照会:処分日(平29.8.18) 作成日(平29.8.18)

閲覧貸出:処分日(平29.8.21) 作成日(平29.8.18)